

障害児サービスの見込量について

【障害児サービスの事業内容】

児童発達支援・医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練など通所支援を行います。「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、通所支援を受けるために外出することが難しい障害児を対象に、居宅を訪問して児童発達支援等のサービスを提供します。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所職員等に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児が児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、サービス利用後に一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【利用実績】

◆利用人数（人/月）

	平成30年度			令和元年度		
	見込量	実績値	実績値/見込量	見込量	実績値	実績値/見込量
児童発達支援	721	836	116.0%	740	872	117.8%
医療型児童発達支援	67	63	94.0%	65	57	87.7%
放課後等デイサービス	2,321	2,589	111.5%	2,375	2,838	119.5%

◆利用日数（人日/月）

	平成30年度			令和元年度		
	見込量	実績値	実績値/見込量	見込量	実績値	実績値/見込量
児童発達支援	5,053	6,196	122.6%	5,186	5,596	107.9%
医療型児童発達支援	587	569	96.9%	569	448	78.7%
放課後等デイサービス	18,540	23,348	125.9%	18,971	22,180	116.9%

◆利用回数（回/月）

	平成30年度			令和元年度		
	見込量	実績値	実績値/見込量	見込量	実績値	実績値/見込量
居宅訪問型児童発達支援	26	1	3.8%	53	2	3.8%
保育所等訪問支援	39	26	66.7%	44	61	138.6%
障害児相談支援	394	347	88.1%	439	398	90.7%

【現状と課題】

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの支給実績は、おおむね現計画の見込を超える水準で推移しています。
- 障害児相談支援の支給実績は、現計画の見込よりも少ない水準で推移していますが、平成30年度から令和元年度にかけて利用人数は微増しています。
- 障害児サービスの利用者が障害児相談支援を適切に利用できるように、相談支援の基盤の一層の拡充が必要となっています。
- 障害児サービスの提供事業所においては、多くの事業所で、職員の確保や人材育成等が課題となっています。また、障害児相談支援では、事業の安定した運営も課題となっています。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスについて、利用者が増えている中、提供事業所におけるサービスの質の確保等を図っていくことが重要となります。

【サービス見込量算定の考え方】

サービスの見込にあたっては、サービスの利用実績と、今後のサービスの利用意向をふまえて設定します。

◆児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

各サービスの利用者数の実績に、実態調査のデータから、「サービスを利用したいが利用できていない」と回答している人の割合から算定した潜在的な利用者数を上乘せし、次期計画期間の利用者数の見込とします。

①各サービスの利用者数の実績と障害児の全体数から、現状のサービス利用率（※）を算定します。



②各サービスの利用者数実績の伸び方をふまえて、次期計画期間のサービス利用率を設定します。



③実態調査のデータから、「サービスを利用したいが利用できていない」と回答している人の割合を集計し、それを潜在的な利用率と見なし、次期計画期間で実現する想定として、②で設定した利用率に上乘せします。



④次期計画期間における障害児数を推計し、③の利用率を掛けて、次期計画期間の利用者数の見込を算定します。



⑤各サービスの利用者数と利用日数の実績から、利用者1人あたりの利用日数を算定し、利用者数見込に掛けることで、次期計画期間における利用日数を算定します。

※サービス利用率とは、障害者全体の中で、どれぐらいの人がサービスを利用するかを示す割合です。例えば、あるサービスについて、障害者100人のうち20人が利用するとすれば、そのサービスの利用率は $20人 \div 100人 = 20\%$ となります。

◆障害児相談支援

障害児相談支援については、障害児サービスの利用者すべてが利用するという原則を意識しつつ、見込量を設定します。障害児サービスの利用者・計画作成済みの人数の推移もふまえながら、障害児サービス支給決定者のうち、計画作成した人の割合を高めていくものとし、次期計画期間においては、令和5年度に障害児サービス支給決定者のおおむね80%が計画作成している状況をめざすものとし、

①障害児支援利用援助

障害児支援利用援助の見込量は、新規または更新で計画を作成するものとして見込みます。

②継続障害児支援利用援助

継続障害児支援利用援助の見込量は、障害児支援利用援助見込量をベースに、モニタリングの実績回数をふまえて設定します。モニタリング回数は利用者によって異なりますが、直近で1人あたり平均4回のモニタリングを受けていることから、以降の見込においても、この回数をサービス利用支援の利用者数に適用します。

(障害児サービス支給決定者数と計画作成済み人数の見込)

※平成30、令和元年度は年度末の実績、令和2年度以降は見込

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児サービス支給決定者数(人)	2,452	2,685	2,918	3,151	3,384	3,617
計画作成済み人数(人)	1,205	1,278	1,625	2,010	2,433	2,894
計画作成済み人数の割合	49.1%	47.6%	55.7%	63.8%	71.9%	80.0%

(障害児相談支援の利用者数の見込)

※平成30、令和元年度は年度末の実績、令和2年度以降は見込

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害児支援利用援助(人/月)	347	398	84	107	133	161
②継続障害児支援利用援助(人/月)			338	430	531	643
(合計) 障害児相談支援(人/月)			422	537	664	804

【サービス見込量】

上記の考え方をふまえ、計画期間のサービス利用を次のように見込みます。

※平成30、令和元年度は実績、令和2年度以降は見込

		第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用人数（人/月）	836	872	894	904	914	924
	利用日数（人日/月）	6,196	5,596	5,679	5,801	5,866	5,930
医療型児童発達支援	利用人数（人/月）	63	57	53	52	51	50
	利用日数（人日/月）	569	448	417	409	401	393
居宅訪問型児童発達支援	利用回数（回/月）	1	2	1	2	2	2
放課後等デイサービス	利用人数（人/月）	2,589	2,838	2,903	2,932	2,961	2,990
	利用日数（人日/月）	23,348	22,180	22,513	22,914	23,142	23,368
保育所等訪問支援	利用回数（回/月）	26	61	79	80	90	100
障害児相談支援	利用人数（人/月）	347	398	422	537	664	804

【今後の方策】

- 「あい・さかい・サポーター養成研修」（※）などの研修や事業者育成等を通じて、事業者の支援の質の向上を図っていきます。
- 身近な地域の障害児支援の中核である障害児等療育支援事業の機能を活かし、障害児支援に係る関係機関の連携を強化することにより支援の充実を図ります。
- 児童発達支援センターの専門的な知識・技術を活かし、市の中核的な支援機関として、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの地域支援機能を拡充します。また、並行通園の利用児等について、在籍する地域のこども園や幼稚園の後方支援や連携した支援を進めます。
- 計画相談支援における方策と同様の取組により、障害児相談支援の基盤整備を進めます。
- 医療的ケア児等コーディネーターを養成するとともに、地域支援のネットワーク体制の構築を進めます。

※「あい・さかい・サポーター養成研修」：地域の学校・認定こども園・保育所・幼稚園・障害児支援事業所等、子どもの発達支援に携わるすべての機関において、発達障害など特別な支援を必要とする子どもとその家族に適切な支援を行うことができるよう専門研修を実施。2か年度の研修修了生を、各機関及び地域において支援の中核となる「あい・さかい・サポートリーダー」として認定している。